

【福岡市からのお知らせ】

令和8年度 福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金  
主な変更点について

<要綱及び手引きの主な見直し>

○【新設】学校の長期休業中(春休み・夏休み・冬休み)の開催回数に応じた補助金加算  
(手引き p.5・7・8)

長期休業期間を含む月(4・7・8・12・1・3月)において、月間5回以上開催する団体を対象に、  
5回以上かつ長期休業中に該当する開催について、以下の補助金加算を行います。

・事業実施経費:1回あたり最大 12,500 円(補助率 10/10)

・学習支援経費:1回あたり最大 2,500 円(補助率 10/10)

※加算の上限回数は事業実施経費・学習支援経費各々で年間 15 回

※上記の金額は、1回あたりの加算上限額であり、開催回数に応じて定額で加算されるものではありません。実際の加算額は、事業実施経費及び学習支援経費それぞれの年間総経費を基に算定します。

【イメージ】

		<事業開始>	<事業実施>	<学習支援>	
加算部分	補助率 10/10	加算無し	【上限】 12,500円/回 (年間最大15回、 年187,500円まで)	【上限】 2,500円/回 (年間最大15回、 年37,500円まで)	5回目以上
通常部分	補助率 2/3	上限10万円/年	【上限年額】 月4回～:60万円 月3回 :45万円 月2回 :30万円 月1回 :15万円	【上限年額】 月4回～:12万円 月3回 :9万円 月2回 :6万円 月1回 :3万円	

○【新設】長期休業中の開催における毎月開催要件の免除 (手引き p.2・3)

長期休業中の開催に限り、補助金交付要件である「毎月1回以上の開催」が免除されます。

→長期休業中のみ開催する場合も補助対象となります。

○申請書類の受付期限の変更 (手引き p.14)

受付期限をこれまでの「2月末まで」から「1月末まで」に変更しました。

<申請・実績報告様式データの見直し>

○これまで様式ごとに1ファイルずつ作成していたものを、1つのExcelファイルに集約しました。

→複数のファイルを開いたり保存したりする必要がなくなり、作業がよりスムーズになります。

→Excelファイル内のシートを順に入力するだけで、申請書類一式が自動的に完成する仕組みに改善しました。

○団体名・住所・補助金交付額など、複数の様式で繰り返し入力していた項目が、1回の入力で全様式へ自動反映する仕組みになりました。

→これにより、一部様式の作成を省略できるようになりました。

○新設した「長期休業中の開催回数に応じた加算制度」における加算額の計算も自動で行われる仕組みとしています。